

# 一般社団法人日本看護系大学協議会 常任理事候補者選考規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本看護系大学協議会（以下「本会」という）の定款第23条第5項に基づき、定款施行細則第2条第1項第3号に規定された常任理事候補者の選考及び常任理事承認までの手続きについて、定めるものとする。

(常任理事の定義)

第2条 常任理事とは、代表理事を補佐し、本会から報酬を得て業務を遂行する理事をいう。

(任期)

第3条 定款第24条並びに定款施行細則第6条に基づき、理事に選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終の定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任された時の任期は連続3期までとする。

2 常任理事に欠員が生じたとき、後任の任期は、前任者の残存期間とする。

(選出の時期)

第4条 常任理事候補者の選出は、次の各号の一に該当する場合に行う。

- (1) 常任理事の2年の任期が満了するとき
- (2) 常任理事が辞任を申し出たとき
- (3) 常任理事が欠員になったとき
- (4) 常任理事が解任されたとき

2 常任理事候補者の選出は、前項第1号に該当する場合においては、任期満了の1か月前までに終了し、同項の他の号に該当する場合においてはできる限り速やかに実施する。

(常任理事候補者の選出)

第5条 常任理事候補者は公募又は理事会及び社員からの推薦により選出され、理事会が選出手続きの開始を所掌し、常任理事候補者選考委員会が選考を所掌する。

- 2 理事会は、本会のホームページにより公募を行うと共に、社員へ常任理事候補者の推薦を周知するものとする。さらに、必要に応じて、理事会は常任理事候補者の推薦を審議する。
- 3 公募への応募・候補者の推薦は、所定の書式（様式1，2）により行う。
- 4 常任理事候補者選考委員会は、公募による応募者、理事会又は社員からの推薦者について応募者名簿を作成し、推薦の基準に基づき選考し、推薦順位を決定し、理事会へ報告する。

(推薦の基準)

第6条 常任理事は次の各号の基準をすべて満たすことを原則とする。

- (1) 本会の目的、事業に理解があり、常任理事として就任する意思がある。
- (2) 看護系大学・大学院での看護学教育研究者の経歴を有する。
- (3) 本会の社員の経験者が望ましい。
- (4) 本会の役員または委員経験者が望ましい。
- (5) リーダーシップ、マネジメントシップ及び企画力に優れている。
- (6) 役員にふさわしい人格、見識を有する。
- (7) 心身ともに健康である。
- (8) 再任に当たっては、第3条第1項の条件を満たしている。

(理事会による推薦)

第7条 常任理事候補者選考委員会からの報告に基づき、常任理事候補者を理事会が決議する。

2 理事会は、推薦した常任理事候補者について、社員総会に発議する。

(社員総会による承認)

第8条 常任理事の候補者は、理事会が推薦した常任理事候補者として、社員総会の承認を受けなければならない。

(就任承諾書)

第9条 理事会は、常任理事候補者に、常任理事への就任に関する就任承諾書を受けた上で、契約手続きを実施する。

2 再任の場合には、契約更新手続きを実施する。

(就任日)

第10条 常任理事の就任日は理事会が決定する。

(本規程の改正)

第11条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則 この規程は、2020年11月13日から施行する。

附則 この規程の改正は、2023年5月12日から施行する。